

3 さいたま市の財政の現況（平成20年度普通会計決算を基準）

(1) 財政規模の現況

さいたま市の財政規模

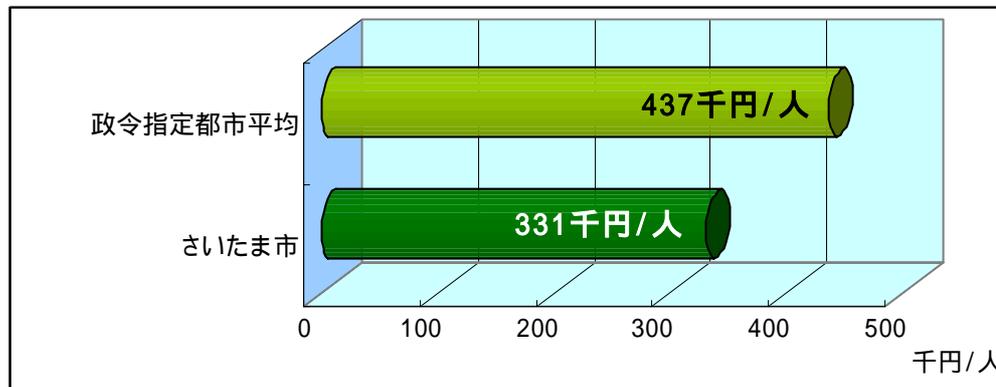
平成15年度の政令指定都市移行及び平成17年度の岩槻市編入合併によって増加



平成15年4月には政令指定都市への移行（埼玉県からの事務移譲・大都市制度における財政特例の適用）、また、平成17年4月には岩槻市の編入合併により、財政規模が大きく増加しました。平成20年度は、平成19年度の国からの財源移譲などにより、平成17年度に比べると財政規模は9%程度の増加となっています。

人口一人あたりの歳出総額

平成20年度の普通会計決算における人口一人当たりの歳出総額



政令指定都市平均と比較すると、約76%（106千円）の水準であり、17政令指定都市の中で最も少ない額となっています。

普通会計とは、

地方公共団体における会計は、一般会計及び特別会計によって構成されますが、実施している事業の違いから会計の範囲が異なります。そのため、全国統一の基準により、一般会計と一部の特別会計を合計した統計上の会計区分を普通会計といたします。

一般会計・・・地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の基本的な経費を経理する会計。

特別会計・・・特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して経理する会計。さいたま市では、国民健康保険事業、老人保健事業など全部で20会計。

(2) 歳入の現況

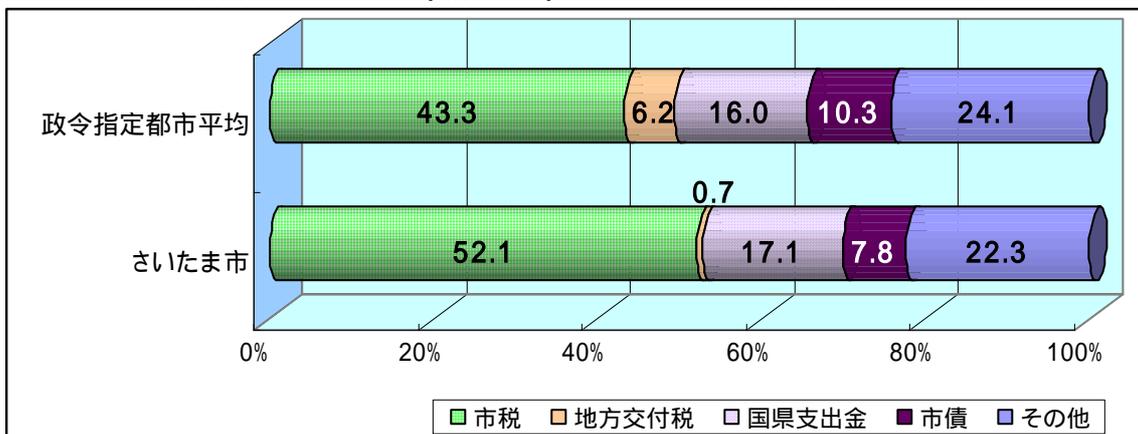
歳入の内訳

普通会計決算における歳入構成

平成20年度決算においては、市税が歳入の約52%を占めて最も多く、続いて、国・県支出金、市債の順となっています。

	金額（百万円）				構成比（%）			
	H17	H18	H19	H20	H17	H18	H19	H20
市税	194,690	203,617	217,448	221,502	51.3	52.3	54.6	52.1
地方交付税	4,955	2,222	2,938	2,992	1.3	0.6	0.7	0.7
国・県支出金	49,057	47,722	50,779	72,703	12.9	12.3	12.8	17.1
市債	44,027	46,190	38,674	32,974	11.6	11.9	9.7	7.8
その他	87,002	89,547	88,100	94,572	22.9	23.0	22.1	22.3
合計	379,731	389,298	397,939	424,743	100.0	100.0	100.0	100.0

平成20年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較

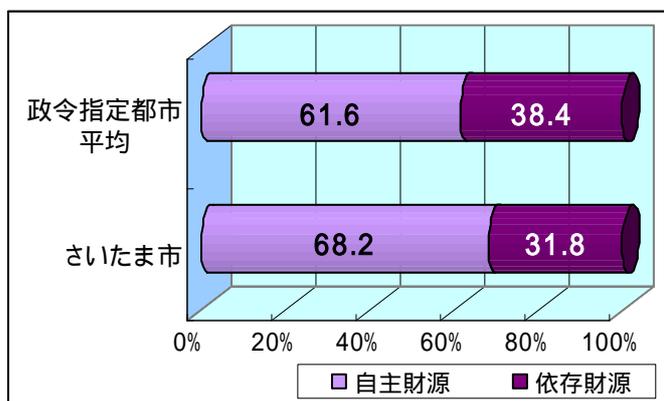


政令指定都市の平均割合と比較すると、歳入のうち市税が占める割合が非常に大きく、地方交付税が少ないという特徴があります。

また、市債の占める割合は、平成15年度以降、減少傾向にあり、平成20年度には政令指定都市平均を下回る水準となっています。

自主財源と依存財源の割合

さいたま市は、自主財源（ ）の比率が高く、自主的な財源で自立した財政運営ができていることを示しています。



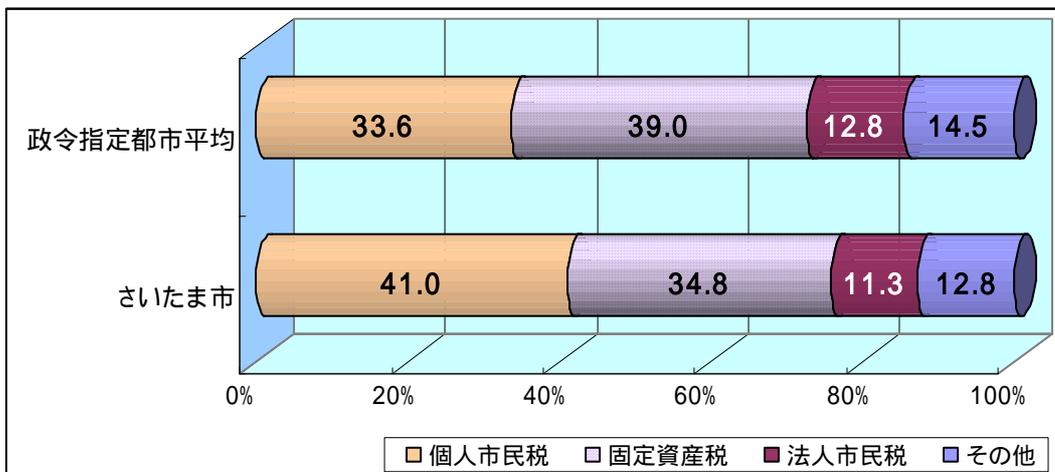
自主財源とは、
市が自主的に収入することができる財源。
（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等）

依存財源とは、
国・県の意思により定められた額を交付または、割り当てられる財源。
（地方交付税、国・県支出金、市債等）

市税収入の内訳

市税の構成比と推移

平成20年度普通会計決算における政令指定都市の平均との比較

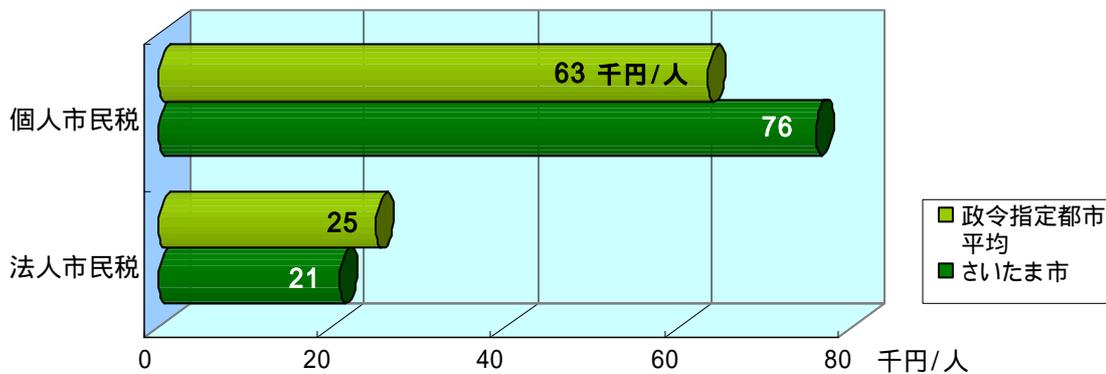


さいたま市の市税の構成は、個人市民税と固定資産税の占める割合が大きく、全体の約75%を占めています。

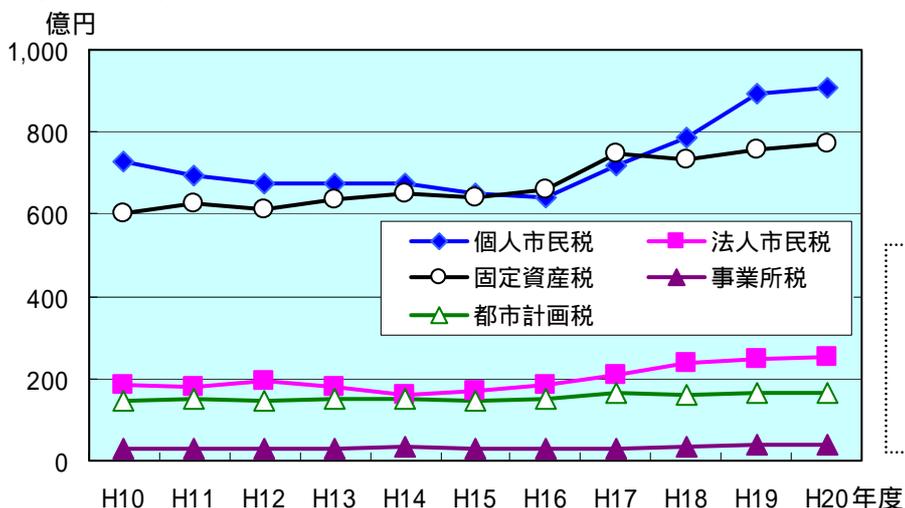
また、政令指定都市の平均割合と比較しても、個人市民税の割合が大きく、17政令指定都市の中で、横浜市に次いで大きくなっています。

個人市民税の割合が大きいのは、首都圏に隣接する住宅都市という特徴に加え、市民一人あたりの個人市民税額が大きい（所得額が大きい）ため）ことによります。

< (参考1) 人口一人あたりの税額 >



< (参考2) 主要税目別の推移 >



注：平成10～12年度は、浦和・大宮・与野市の決算額の合計値である（以下、同様の取り扱い）

(3) 歳出の現況

性質別歳出の推移

平成17～20年度における性質別()普通会計決算の推移(単位:百万円、%)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	普通建設事業費	その他
(歳出額)									
平成20年度	397,326	74,969	56,684	42,374	59,277	27,965	23,602	79,233	33,222
平成19年度	381,690	76,551	54,163	39,546	57,289	26,625	23,206	81,723	22,587
平成18年度	376,503	76,649	49,619	39,087	55,380	27,377	22,310	78,185	27,895
平成17年度	364,214	74,862	46,715	36,913	57,389	29,380	19,720	70,295	28,939
(構成比)									
平成20年度	100.0	18.9	14.3	10.7	14.9	7.0	5.9	19.9	8.4
平成19年度	100.0	20.1	14.2	10.4	15.0	7.0	6.1	21.4	5.9
平成18年度	100.0	20.4	13.2	10.4	14.7	7.3	5.9	20.8	7.4
平成17年度	100.0	20.6	12.8	10.1	15.8	8.1	5.4	19.3	7.9

歳出総額は政令指定都市移行(平成15年)、岩槻市編入合併(平成17年)に伴い、大幅に増加しました。平成20年度には前年度比4%増となっています。

<平成20年度における性質別の内訳>

普通建設事業費()792億円(19.9%)及び人件費750億円(18.9%)が最も多く、物件費()593億円(14.9%)、扶助費()567億円(14.3%)、公債費()424億円(10.7%)と続いています。

<性質別歳出の年次変化>

本市は、平成15年度政令指定都市移行、平成17年度岩槻市合併という特殊な条件もありますが、少子高齢化対策により扶助費が増加している傾向にあります。

性質別とは

予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質(人件費、物件費など)によって分類したもの。

普通建設事業費とは

道路、橋梁、学校をはじめとした公共施設等の新築・改築などの建設事業に要する経費。
(工事請負費のほか、資本形成に係る補助金や人件費なども含まれます。)

物件費とは

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの)な経費。
(賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)

扶助費とは

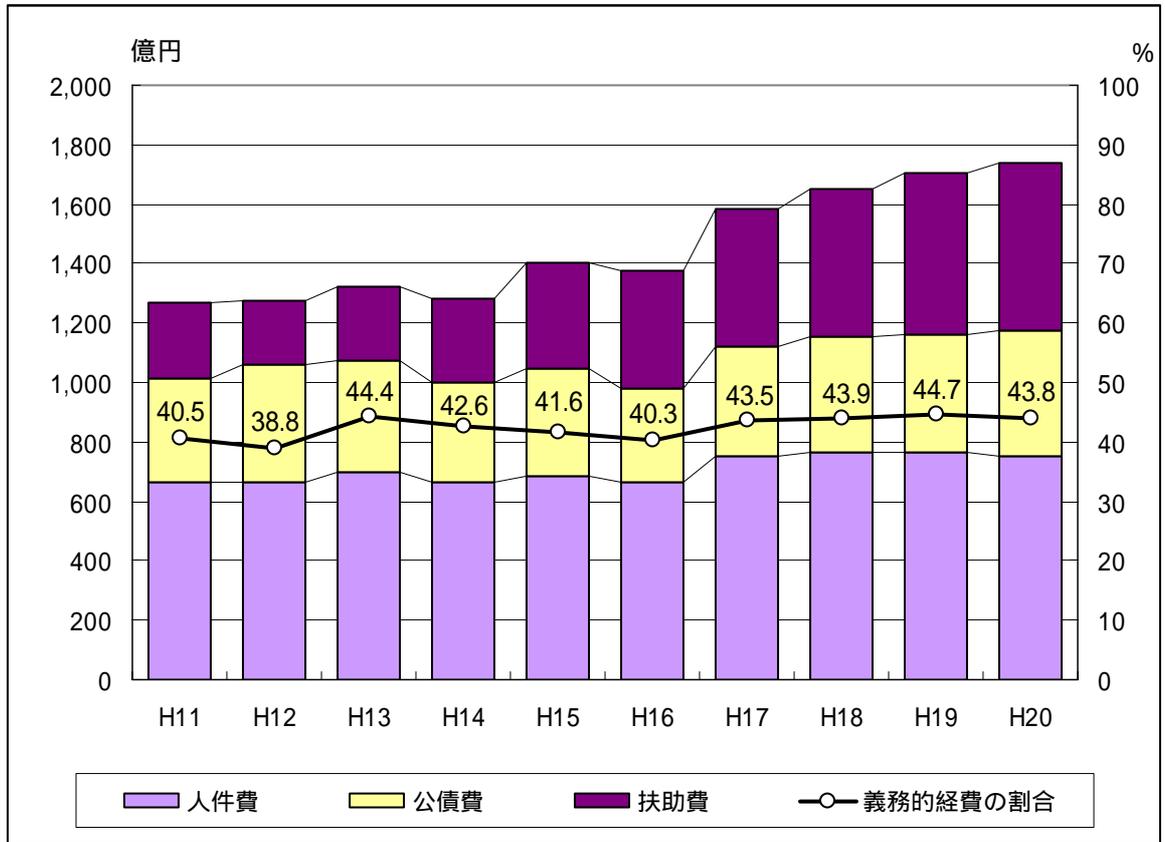
社会保障制度の一環として現金や物品などとして支給される経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など地方公共団体の施策として行うものも含まれます。

公債費とは

市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした際の支払利息に要する経費。

< 義務的経費の年次変化 >

平成11～20年度における義務的経費()の推移



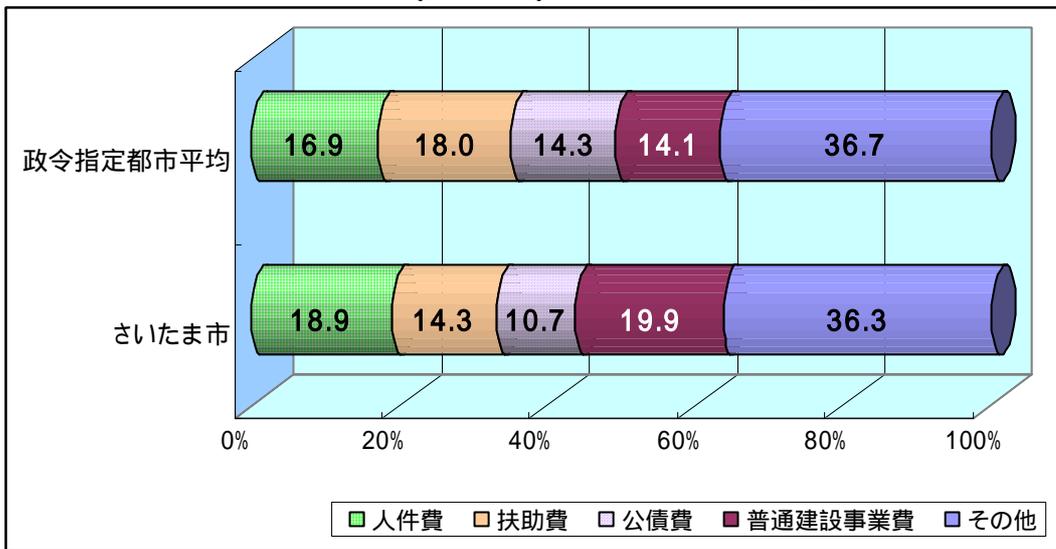
義務的経費を歳出総額に占める割合で見ると、平成13年度以降、扶助費の増分を人件費・公債費の抑制でカバーして減少してきましたが、平成17年度以降は増加傾向で推移してきました。平成20年度には、義務的経費の割合は前年度に比べて1ポイントの減少となっていますが、義務的経費の金額が増加する傾向に変化はありません。

義務的経費とは、

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。(人件費、扶助費、公債費)

性質別歳出における比較

平成20年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較

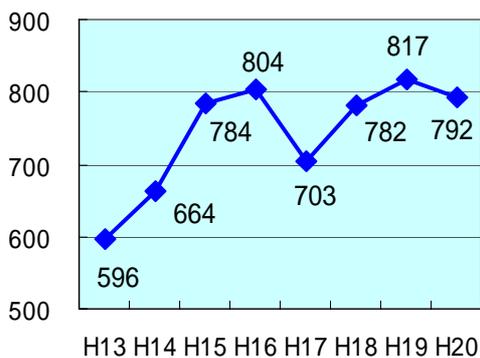


政令指定都市平均と比較すると、人件費・普通建設事業費の割合が高くなっています。これを人口一人あたりに換算すると、人件費は低く、普通建設事業費はやや高めといった状況にあります。

右のグラフのとおり、人口一人あたりの人件費が、他の政令指定都市に比べて小さくなっています。これは、人口に対する職員数が少なく、「少ない職員数でより多くの市民を対応している状況（参考4）」と考えられます。

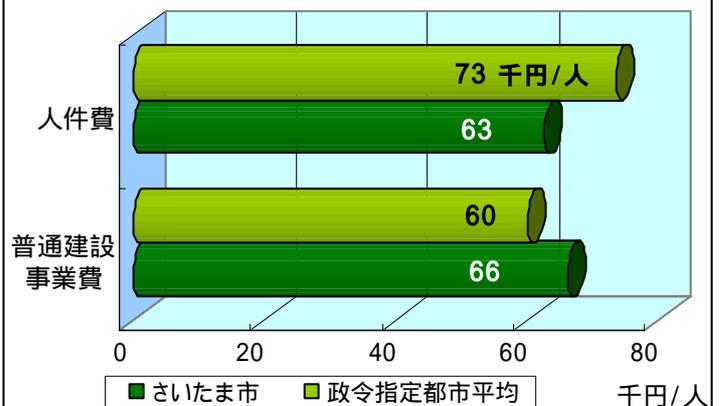
普通建設事業費は、政令指定都市に移行した平成15年度以降、年間約800億円で推移しています（参考5）。なお、平成17年度は大規模事業の完了による減少です。

<（参考5）普通建設事業費の推移>
億円

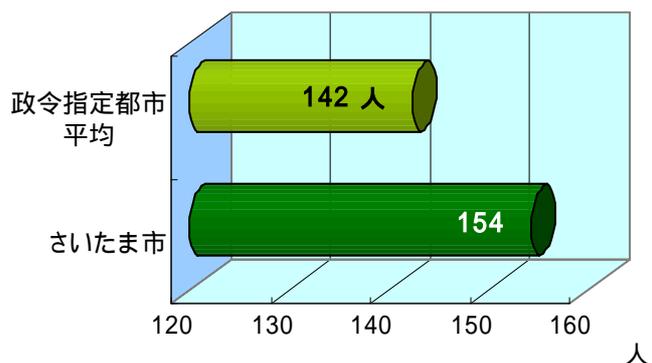


H15年度に事業費が増大しているのは、政令指定都市移行に伴う事業費増を含みます。

<（参考3）人口一人あたりの歳出額【人件費、普通建設事業費】>



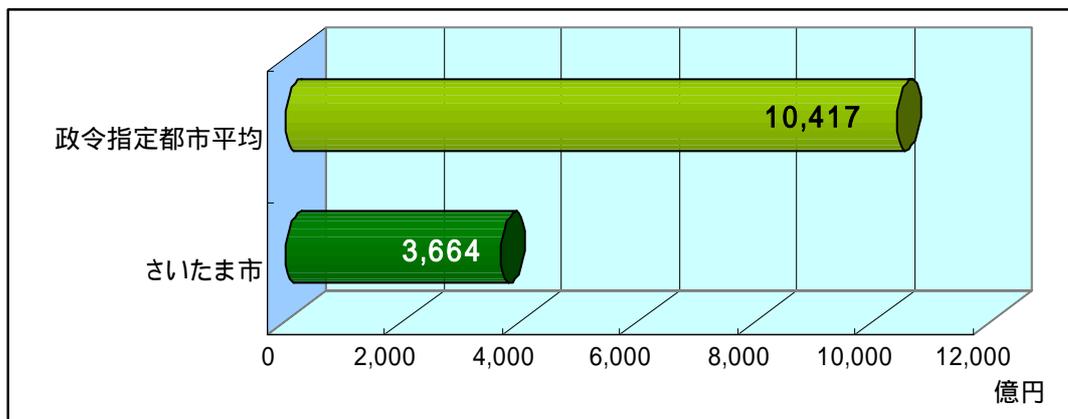
<（参考4）職員一人あたりの人口>



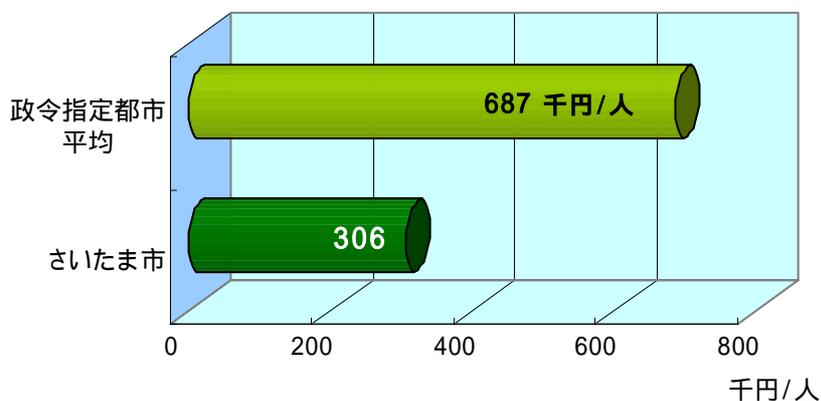
(4) 市債残高と積立基金の現況

市債残高の現況

市債残高（平成20年度末）における政令指定都市の平均との比較

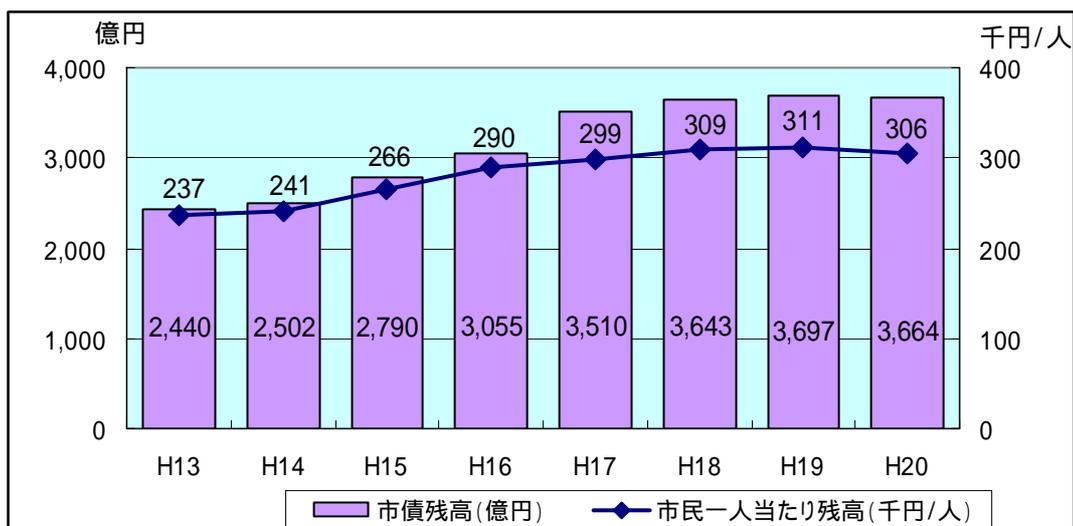


< (参考6) 人口一人あたりの市債残高 >



市債残高（平成20年度末）を政令指定都市の平均残高と比べると、財政規模が小さいこともあり、約35%（6.753億円）の水準にあり、人口一人あたりの市債残高においても、約45%（381千円/人）となり、17政令指定都市の中で最も少なくなっています。

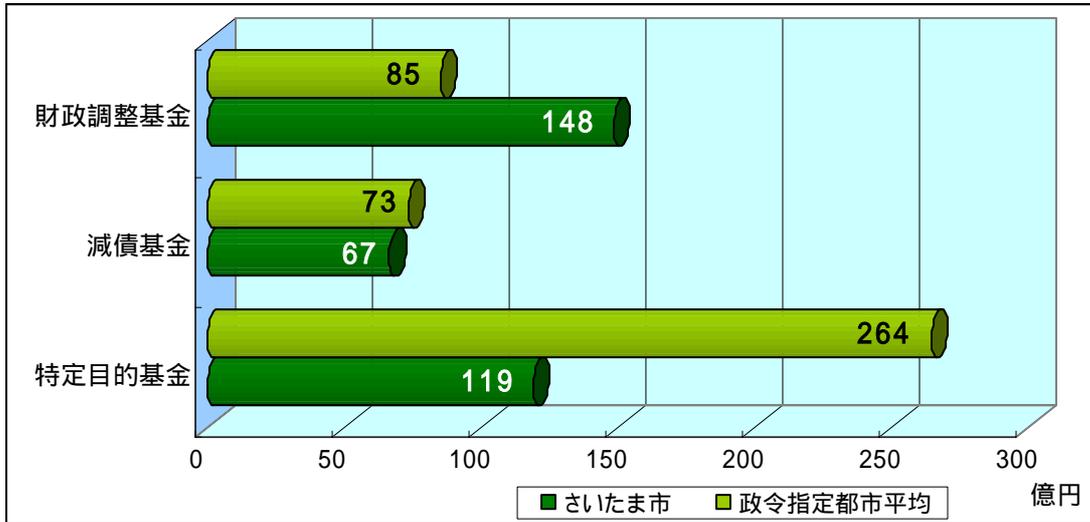
< 市債残高の年次変化 >



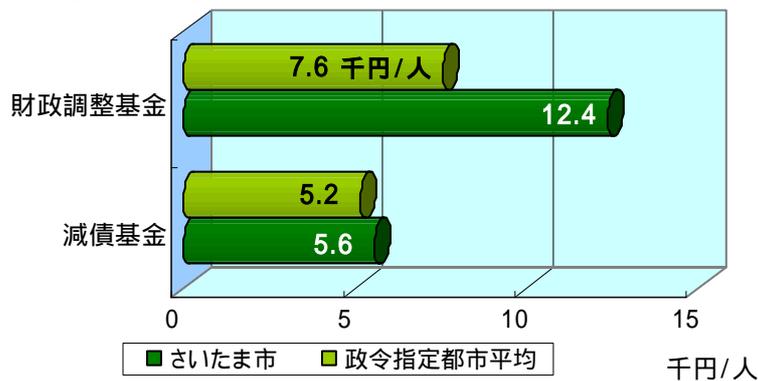
平成20年度末における市債残高は、17政令指定都市の中で、近年政令指定都市に移行した3市（堺市、浜松市、静岡市）に次いで第4位という少ない状況にあります。市債残高は増加を続けてきましたが、平成20年度には前年度から若干減少しました。市債は、普通建設事業費の財源としていることから、その事業費に連動して市債借入額が増え、残高が増加してきたものです。

積立基金の現況

基金残高（平成20年度末）における政令指定都市の平均との比較



< (参考7) 人口一人あたりの基金残高 >



財政調整基金の残高（平成20年度末）を政令指定都市の平均残高と比較すると、財政規模が小さいにもかかわらず、多く確保されており、不測の事態等に対応できる状況にあります。

< 基金残高の年次変化 >

単位：億円

		H17	H18	H19	H20
基金残高 合計		421	474	380	335
内訳	財政調整基金()	91	91	91	148
	減債基金()	45	66	66	67
	特定目的基金()	285	317	222	119

財政調整基金とは、
年度間の財源の不均衡を調整するために設置する積立金であり、予期しない収入の減少や不時の支出増加等に備えるもの。（地方財政法第4条の3）

減債基金とは、
市債の計画的な償還を行うために設置する積立金。（地方財政法第7条）

特定目的基金
条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設置する積立金。

(5) 財政指標等から見た財政の現況

主要財政指標における比較

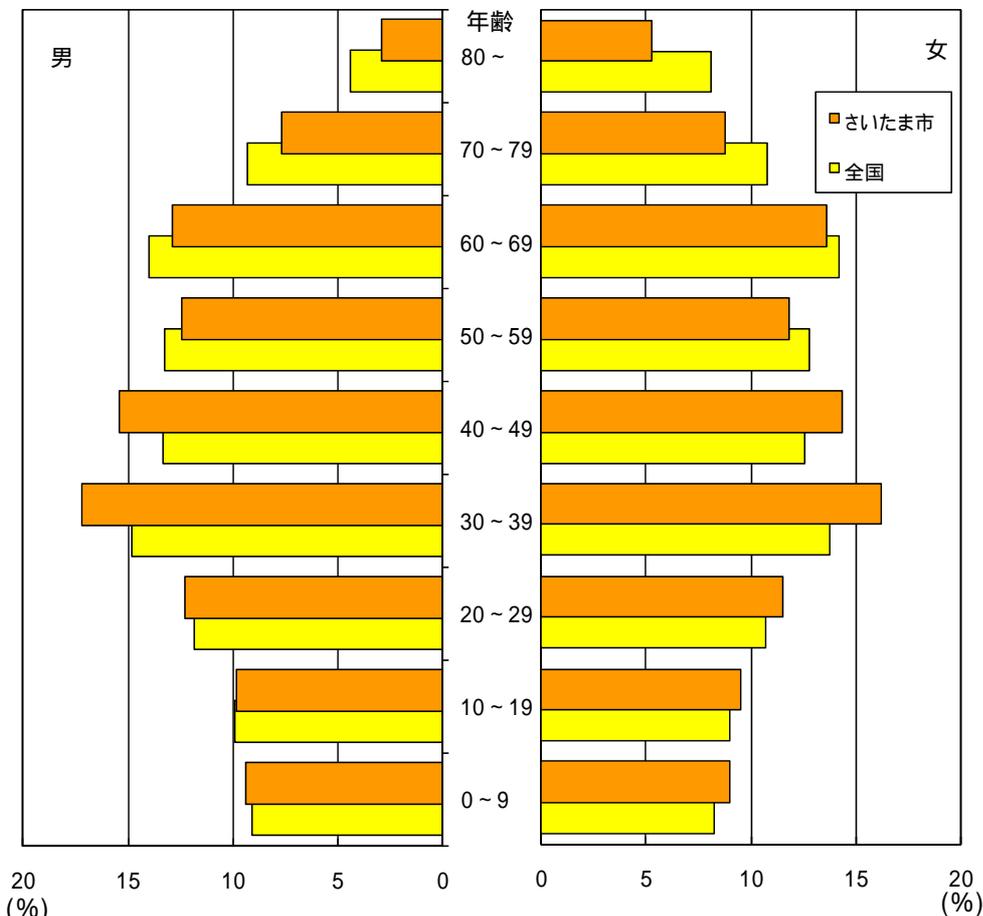
主要財政指標の推移と政令指定都市との比較

	さいたま市				政令指定都市平均(H20)	17政令指定都市中の順位(H20)
	H17	H18	H19	H20		
財政力指数【 】	0.972	0.995	1.016	1.033	0.866	3位
経常収支比率(%)【 】	84.9	84.2	86.1	88.3	95.0	3位
公債費比率(%)【 】	12.1	11.7	10.7	10.8	17.8	1位
起債制限比率(%)【 】	9.9	9.8	10.0	9.8	13.8	1位
市債残高(百万円)	351,027	364,343	369,728	366,432	1,041,732	4位
市民一人あたり市債残高(千円/人)	299	309	311	306	687	1位

主要財政指標は、地方財政健全化法()に定められた健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は、全ての指標において国の定める基準を下回っているのははじめ、さいたま市の財政状況は概ね健全な水準に保たれていることを示しており、また、政令指定都市との比較においても、良好な水準にあります。

しかし、今後とも道路や公共下水道を初めとする都市基盤整備を進めていく必要があります。また、団塊の世代が高齢期を迎えることもあって、高齢者の大幅な増加が見込まれており、これに伴う扶助費の大幅な増加は避けられないものと考えられます。

< (参考8) 人口ピラミッド(平成22年2月) >



財政力指数とは
基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか超えるほど財政力があるとみられる。

経常収支比率とは
人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかにより財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できる。

公債費比率とは
一般財源に占める公債費の割合。

起債制限比率とは
地方債の制限に係る指標。起債制限比率が20%を超えると地方債許可が制限される。

注：上図は、10歳階級別の人口が総人口に占める割合を示したものである。

健全化判断比率における比較

平成20年度決算に基づく健全化判断比率と政令指定都市との比較

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
さいたま市	-	-	7.9	60.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25	400
財政再生基準	20	40	35	
政令市平均	-	-	13.4	188.3

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合には、「-」と表記している。
2. 平均値は単純平均である。

地方財政健全化法()においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標を『健全化判断比率』として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

さいたま市の健全化判断比率は、全ての指標において国の定める基準を下回っており、政令指定都市との比較においても、実質公債費比率は2番目に良い数値、また、将来負担比率は最も良い数値であり、良好な水準にあります。

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合。

(2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

(3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(5) 早期健全化基準

早期健全化基準を超えた場合は、外部監査を経て財政健全化計画(議会の議決が必要)を策定し、自主的な改善努力による財政健全化が必要となる。

(6) 財政再生基準

財政再生基準を超えた場合は、外部監査を経て「財政再生計画」(議会の議決が必要)を策定し、国等の関与のもとで確実な方法による財政再生が必要となる。

地方財政健全化法とは

地方公共団体の財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率(実質赤字比率・連結赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標で構成))を定め、その算定と公表を義務付けている。指標値が一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画、財政再生計画等の策定が義務付けられる。

標準財政規模とは

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。

合併特例債の活用状況

普通建設事業費の財源としての合併特例債の活用

単位：百万円、%

年度	市債発行 総額	臨時財政対 策債()及 び減税補て ん債()借 入額	建設事業費 に係る市債 借入額 = -	合併特例債借入額		普通建設 事業費 A	市債の占め る割合 B = / A	合併特例 債の占める 割合 C = / A
					= /			
H13	23,647	6,721	16,926	489	2.9	59,560	28.4	0.8
H14	32,544	11,767	20,778	11,887	57.2	66,396	31.3	17.9
H15	58,772	27,576	31,196	14,448	46.3	78,412	39.8	18.4
H16	51,663	21,255	30,408	10,905	35.9	80,393	37.8	13.6
H17	44,027	17,113	26,914	9,679	36.0	70,295	38.3	13.8
H18	46,190	13,004	33,186	12,914	38.9	78,185	42.4	16.5
H19	38,674	11,799	26,659	9,320	35.0	81,723	32.6	11.4
H20	32,974	11,051	21,696	3,340	15.4	79,233	27.4	4.2
合計	328,491	120,286	207,763	72,982	35.1	594,197	35.0	12.3

本市では、都市基盤整備の普通建設事業費の財源として、合併特例債を活用しており、平成20年度までに730億円を借入れています。また、平成13年度～平成20年度における普通建設事業費に対する市債借入総額の35%、普通建設事業費の財源の12%を合併特例債が占めています。

合併特例債とは、

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費の財源として借入ることができる地方債。（合併年度とこれに続く10カ年度に限り発行可能）

臨時財政対策債とは

国の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、平成13年度以降、各地方公共団体において発行することとされた市債。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

減税補てん債とは

国の減税政策による地方税の減収分を補てん（穴埋め）するために発行することとされた地方債で、この減税補てん債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている（平成18年度末をもって廃止）。

